校則の見直しの流れ

6月~7月

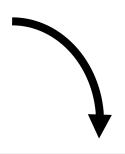
①クラス討議

各クラスで意見・要望をまとめる(施設、学校行事等も含む)

②代議員会(クラス委員長) 代議員で全体の意見・要望をまとめる

③生徒総会

生徒会より代議員会で集約した意見を提案する





⑦生徒会執行部において年間反省 ※次年度改善点の確認を行う。



④生徒総会での提案事項を生徒指導部で協議、検討

⑤生徒指導部の改訂(案)について校則見直し検討委員会で協議、検討 【校則見直し検討委員会】

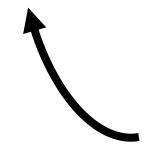
·生徒会 (5名):生徒会長、副会長(2名)、書記(2名)

・PTA役員(5名):会長、副会長(3名)、健全育成委員長

• 教職員 (5名): 教頭、生徒指導部(部長、副部長)、生徒会担当(2名)

※委員長はPTA会長

※副委員長は生徒会長、教頭



8月後半~9月前半

⑥提案内容について、校則見直し検討委員会 委員の過半数(生徒3、保護者3、教職員3) の承認を得た場合、職員会議へ提案して校 長が決裁。

